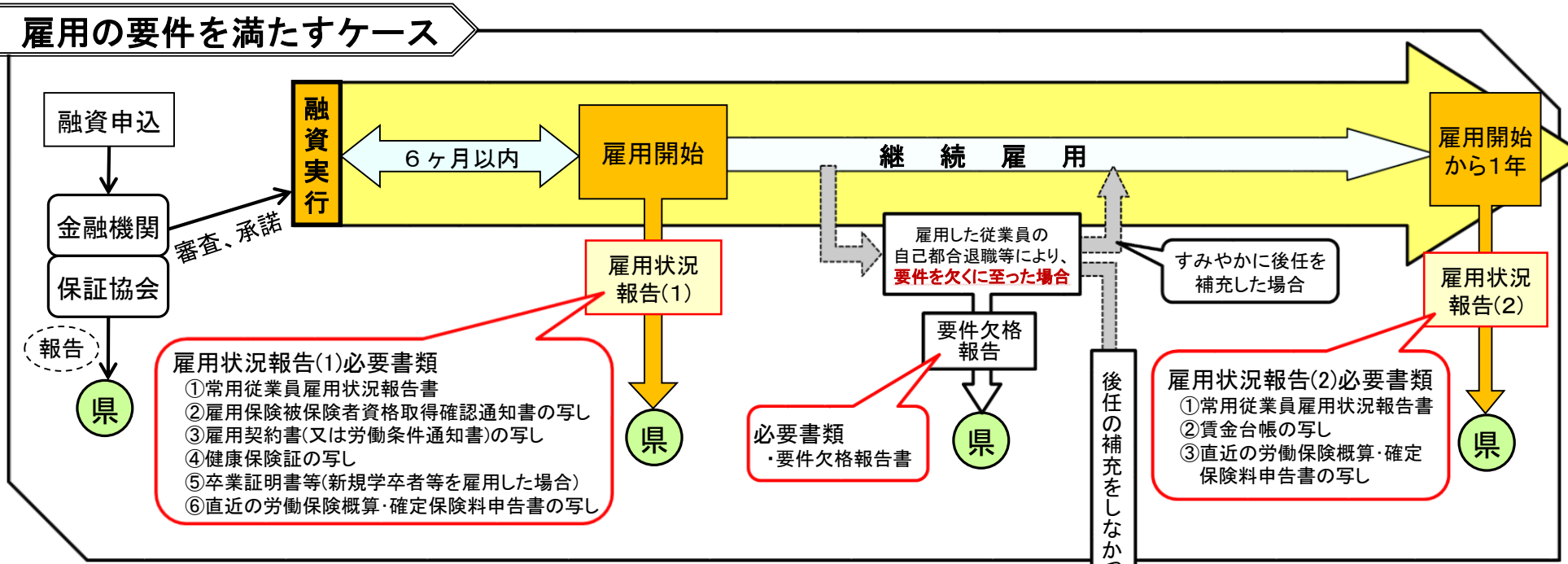


「選ばれる青森」への挑戦資金(雇用創出計画)における雇用スキーム(イメージ図)



- ## 雇用の要件
- ① 正社員として雇用すること (雇用期間の定めがないこと)
 - ② 労働保険及び健康保険に加入すること
 - ③ 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、雇用開始後1年以上継続して雇用すること
 - ④ 雇用開始後及び雇用開始から1年経過後、すみやかに雇用状況を県に報告すること

雇用の要件を欠いた場合

以下のケースに該当した場合などは、**融資利率の条件が変更されます!**

- ! 融資実行後6ヶ月以内に雇用しない
- ! 健康保険等に参加していない
- ! 有期契約の臨時雇用
- ! 雇用開始後の雇用状況報告なし
- ! 雇用開始1年経過後の雇用状況報告なし
- ! 雇用を1年以上継続しない

条件変更

変更後の融資利率(例)

金融機関所定金利-0.3%(*)

(*) 融資対象事業や雇用状況等により異なる場合があります。

融資実行	融資利率
	1.1%
	0.9%
	0.7%